

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子さまなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、

その保険料も合わせて控除が受けられます。なお平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの

証明書又は領収書を添付してください。（平成26年10月1日～12月31日までの間に、今年をはじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故などの万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

【お問い合わせ】
北見年金事務所
Tel 0157・25・9635

家屋に異動があったときは届出を忘れずに!!

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、焼却資産を所有している方に課税される町の税金です。

家屋（住宅・倉庫などの建物）に異動（新築・売買・贈与・相続・取り壊しなど）があっても届出がなければ、固定資産課税台帳を更新することができず、そのまま元の所有者に課税されたり、課税が漏れたりと誤課税の原因となります。

家屋に異動があった時には、

お早めに企画財政課資産税係まで届出をしてください。

★住宅が建っている土地（宅地）は、固定資産税の減税措置が適用されていますので、住宅を取り壊すと減税措置がなくなり、前年度よりも税額が上がる場合があります。

【お問い合わせ】
役場企画財政課資産税係
Tel 2・1214



風水害などの災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請をして承認されると、保険料の全額が免除される制度があります。

国民年金の場合、震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けたときが対象になります。

◆申請に必要な書類
○国民年金保険料免除・納付猶予申請書

○原則、罹災証明書又は被害農林漁業者などと認定された被害認定書の写し

○国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届（罹災証明のみで被害の程度が判断できない場合）
○保険金・損害賠償金額などの確認できる証明書の写し（保険金・損害賠償金などが支給される場合）

※本人以外の方が提出される場合は委任状が必要です。

◆免除される期間
○事由の生じた日の前月分から翌年の6月分まで。

※保険料の納付が困難な場合は、早めの申請をしてください。

◆免除された期間の年金は
○全額免除された期間の老齢基礎年金額は保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。

○保険料が免除された期間は、10年以内であれば、後から保険料を納める（追納する）ことができます。追納することにより、将来減額される年金額を増やすことができます。

○保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

【お問い合わせ】
北見年金事務所
Tel 0157・25・9635

電気の子メーターの有効期限は切れていませんか？

電気計器（子メーター）とは、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターをいいます。電気計器（子メーター）は、計量法で定める検定の有効期間内のものでなければ使用できません。

使用できる期限は、計器類に添付している「検定ラベル」や「検定票」に表示してありますので、ご確認ください。

【お問い合わせ】
日本電気計器検定所北海道支社
Tel 011・668・2437

「特定疾患医療受給者証」をお持ちの方へ

有効期限が平成26年12月31日までの受給者証をお持ちの方で、引き続きこの制度を利用される場合は、更新の手続きが必要です。手続きをしない場合は、受給者証を使用することができません。

◆受付期間 12月26日まで
※土・日曜、祝日を除く。
◆時間 8時45分～12時13時～17時15分

【提出先・お問い合わせ】
紋別市南ヶ丘町1丁目6
北海道紋別保健所健康推進課保健予防係
Tel 0158・23・3108

遠軽町大通北5丁目1
北海道紋別保健所遠軽支所
Tel 0158・42・3108

町営住宅空家状況

10月14日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

《公募期間のある町営住宅》

■宮前団地

2階建2LDK

1階1戸 21、100円／

※公募期間終了のため詳しくはお問い合わせください。

《随時入居可能な町営住宅》

■栄団地

2階建3LDK

1階2戸 15、300円／

■浜佐呂間第3団地

2階建3LDK

1階1戸 17、600円／

この他にも入居可能な住宅がありますので入居申込など詳しくは、お問い合わせください。

【お問い合わせ】
役場建設課管理係
Tel 2・1210

ふれあいバス
ルートの変更について

ふれあいバス、スクール3号（大成・共立線・オレンジ色）は、夏期間、上下線ともに朝日11線と朝日33号線を経由し、運行していましたが、冬期間（11月～4月）は積雪などにより道幅が狭くなり、運行や乗降に危険があることから、道道（太正寺前）を直進するルートに変更しますので、ご利用の際にはご注意ください。

※夏期間（5月～10月）は朝日11線、33号線経由での運行となります。

※その他の町内路線でのルート変更はありません。

【お問い合わせ】
役場町民課バス運行係
Tel 2・1213
バスターミナル
Tel 2・3553



天災による国民年金保険料の免除制度について

風水害などの災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請をして承認されると、保険料の全額が免除される制度があります。

国民年金の場合、震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けたときが対象になります。

◆申請に必要な書類
○国民年金保険料免除・納付猶予申請書

○原則、罹災証明書又は被害農林漁業者などと認定された被害認定書の写し

○国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届（罹災証明のみで被害の程度が判断できない場合）
○保険金・損害賠償金額などの確認できる証明書の写し（保険金・損害賠償金などが支給される場合）

※本人以外の方が提出される場合は委任状が必要です。

◆免除される期間
○事由の生じた日の前月分から翌年の6月分まで。

※保険料の納付が困難な場合は、早めの申請をしてください。

◆免除された期間の年金は
○全額免除された期間の老齢基礎年金額は保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。

○保険料が免除された期間は、10年以内であれば、後から保険料を納める（追納する）ことができます。追納することにより、将来減額される年金額を増やすことができます。

○保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。



【お問い合わせ】
北見年金事務所
Tel 0157・25・9635

在宅医療フォーラム開催

病気や障がいを持って、住み慣れた地域で暮らすことを考える、在宅医療フォーラムが開催されます。

■日時 11月10日

■時間 19時～20時30分

■場所 紋別市文化会館

■講演 紋別市幸町2丁目

■講演 ラクに最後まで暮らせるために

佐呂間別川堤防の
舗装工事が行われます

昨年に引き続き、佐呂間別川の堤防の一部を管理用とする舗装工事が行われます。

工事区間は下記の図のとおりです。工事期間中は、大型車の往来が増えますが、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■工事場所

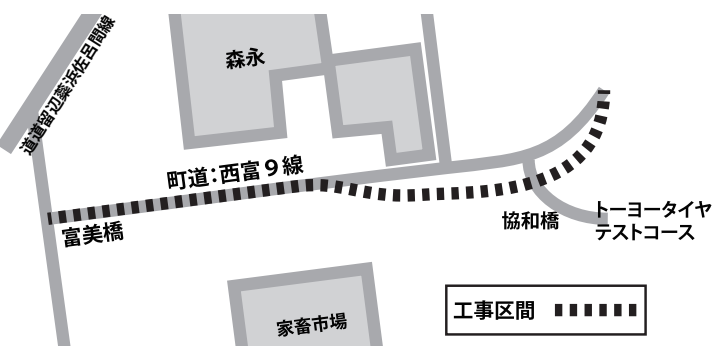
協和橋手前から富美橋まで
L11830m

■作業期間
11月上旬～12月上旬

【お問い合わせ】

オホーツク総合振興局

網走建設管理部遠軽出張所
Tel 0158・42・3165



姉妹都市提携35周年記念
パーム市訪問団参加者募集

1980年に本町と米国アラ
スカ州パーム市が姉妹都市提携
を結んでから、来年で35年を迎
えます。今後も友好関係を発展
させることを目的に、平成27年
7月にパーム市で開催される姉
妹都市提携35周年記念式典に、
本町から町長をはじめとする訪
問団を派遣します。
この訪問団への参加者を町民
の皆さんから募集します。申込
方法などは次のとおりです。
◆訪問日程
平成27年7月9日～19日
※日程は予定。滞在中はホーム



社会に広げよう
犯罪被害者支援の輪

警察では事件や事故の被害に
あった方や家庭内暴力、ストー
カー、お子さんのいじめ問題で
悩んでいる方などの相談を受け
付けています。
また、事件や事故による心の
傷が癒されず悩んでいる方のた
めに、民間被害者相談窓口のプ
ロのカウンセラーがあなたのお
話をききます。勇気を出して今
すぐダイヤルを！
◆警察相談電話
☆被害者相談電話
性犯罪・少年相談110番
Tel 0120・677・110
☆一般相談
○専用電話 Tel #9110

○北見方面本部相談センター
Tel 0157・24・9110
○遠軽警察署
Tel 0158・42・0110
◆民間被害者相談電話
○オホーツク被害者相談室
Tel 0157・25・1137
○北海道暴力追放センター
Tel 0157・61・5982
○北海道交通安全活動
推進センター
Tel 011・233・2543
○日本司法支援センター
「トフル解決関係」
Tel 0570・078374
「犯罪被害者支援」
Tel 0570・079714

北見税務署
説明会開催のお知らせ

北見税務署主催による、記帳
開始説明会、年末調整等説明会、
青色申告決算説明会が次のとお
り開催されます。

◆記帳開始説明会

日程 11月17日・25日
時間 両日とも10時～12時、14
時～16時

場所 北見経済センター

◆年末調整・源泉徴収票・支払
調書合計表作成要領説明会

日程 11月18日

時間 14時～16時

場所 佐呂間コミセン

※郵送される年末調整等関係資
料をご持参ください。

◆青色申告決算説明会

日程 12月4日

時間 10時30分～12時

場所 佐呂間コミセン

各説明会の詳細についてはお
問い合わせください。

【お問い合わせ】

北見税務署

Tel 0157・23・7151
(案内番号2番)



地デジ放送難視対策の各種
支援制度の終了について

国が実施している、地上デジ
タル放送難視対策の各種支援制
度は、平成27年3月末をもって
終了します。
期限までに対策工事を完了す
るためには、遅くとも12月中の
申し込みが必要です。詳細につ
いてはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

総務省地デジコールセンター
Tel 0570・07・0101

11月は、児童虐待防止推進月間です

◆児童虐待とは：
親又は親に代わり現に子ども
を監護している保護者が、子ど
もに対して身体的な危害を加え
たり、適切な保護や養育を行わ
ないことなどによって、子ども
の心身を傷つけ、健やかな成
長、発達をそこなう行為をい
います。

子どもの心やからだに大きな
傷を残すばかりでなく、発見が
遅れるとかけがえのない命を奪
うことにもなります。

◆しつけとの違いは：

たとえ親などがしつけと思っ
ていても、虐待かどうかは、そ
の行為が子どもにとって有害か
どうかで判断します。

◆虐待してしまう家庭を追い詰
めないで見守ってください

子どもへの虐待については、
虐待をしてしまう養育者の側に



ためらわず
知らせてつなぐ
命の輪

も、子育ての不安やいろいろな
事情があり、家族全体が多面的
な悩みをかかえ、援助を必要と
しています。
周囲から養育者だけへの一方
的な非難は、かえって家庭を孤
立させ、問題が悪化することが
あります。私たちは社会全体で
子どもを守っていかねければな
りません。子どもを助けたいと
思う一報が子どもの命を救い、
家族全体を救うのです。
★虐待に気づいたり、次のこと
を見たり聞いたたりしたらご連
絡ください！
“不自然な傷が多い”・“叩く
音や叫び声が聞こえる”・“衣服
や体がいとも極端に汚れてい
る”・“車内に子どもが放置され
ている”・“小さな子どもを置い
てしよっちゅう外出している”・
しつけの程度を越えていたり、
同じことを何度も繰り返してい
る”など、不審なことがあれば
通告してください。
※相談や通告した方が特定され
てしまうことはありません。
【お問い合わせ】
役場保健福祉課社会福祉係
Tel 2・1212
北見児童相談所
Tel 0157・24・3498

やめて！ごみの違法焼却！

家庭や事業所などのごみの焼
却(野外や簡易焼却炉での焼却)
は「廃棄物の処理及び清掃に関
する法律」で一部を除き禁止さ
れています。また、法改正によ
り罰則が大幅に引き上げられて
います。

ごみの焼却は、ばいじん、煙、
悪臭などが発生して、周辺に悪
影響を与えるほか、有害なダイ
オキシン類などの発生にもつな
がります。近所迷惑となるので、
ごみの焼却はやめましょう。
★例外的に焼却できるもの
○国、地方公共団体の施設管理
のための焼却

○災害予防、復旧など(凍霜害
防止のためのワラの焼却、災
害時の木くずなどの焼却)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

法務省人権擁護機関では、女
性をめぐる人権問題の解決を図
るため、次の期間、電話相談の
時間を延長して実施します。

◆「女性の人権ホットライン」

Tel 0570・070・810
◆実施期間
11月17日～23日

心して働ける職場となるよう、
まだ労働保険に加入していない
事業主の方は、速やかに最寄り
の労働基準監督署又は公共職業
安定所でご相談ください。

【お問い合わせ】

厚生労働省北海道労働局総務部
労働保険徴収課
Tel 011・709・2311

○風俗習慣、宗教上の行事(ど
んど焼きなど)
○農林水産業を営むためやむを
えない場合(ワラなどの焼却、
伐採した枝などの焼却など)

※廃タイヤ・プラスチックなど
環境保全上支障を生じる焼却
は例外とならない。

○日常生活で行われる軽微なも
の(焚火、キャンプファイヤー
など)

★焼却炉で焼却する場合
焼却炉でごみを焼却する場合
は、構造基準を満たした設備
でなければなりません。
○空気取入口、煙突先端部以外
に焼却設備内と外気が接する
ことなく800度以上の状態
で焼却できる。

◆受付時間

17日～21日 8時30分～19時
22日・23日 10時～17時
※通常は、月曜から金曜(年末
年始・祝日除く)の8時30分
～17時15分まで。

◆その他

面接による相談については、

通常どおり月曜から金曜(年
末年始、祝日除く)の8時30
分から17時15分まで。
◆相談担当者
法務局職員及び人権擁護委員
【お問い合わせ】
釧路地方法務局人権擁護課
Tel 0154・31・5014

11月9日は「119番の日」です

★通報の要領

消防指令センターです。火事ですか？救急ですか？



通報者：火事です

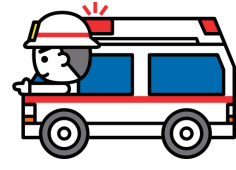
消：場所は何町、何丁目、何番地、何号ですか？
通：佐呂間町字幸町6番地34です。



消：何が燃えていますか？
通：居間のカーテンが燃えています。
※何が燃えているか具体的に伝えてください。
消：どのくらい燃えていますか？
通：火が天井につきそうです。

通報者：救急です

消：場所は何町、何丁目、何番地、何号ですか？
通：佐呂間町字幸町6番地34です。



消：どうしましたか？
通：父が突然倒れて意識がありません。
※誰がどうしたのかを伝えてください。
通：乗用車同士の正面衝突事故です。運転手が閉じ込められて足がはさまれていると言っています。
※どんな事故かケガ人の様子を伝えてください。

緊急電話の「119番」。この番号が誕生したのは、昭和2年10月1日です。それまでは、「112番」が緊急電話番号として使われていました。しかし、当時のダイヤル方式では、誤接続が多かったため地域番号（局番の第一数字）として使われていない「119番」が緊急電話に指定され、その後、昭和62年から、毎年11月9日が「119番の日」として制定されました。今月は、119番の日があります。この機会に、119番通

報について、知識と理解を深めていただきたいと思います。火災や事故などが目の前で発生した場合は、誰でも気が動転したり、興奮状態になりがちです。1秒をあらそう場合でも、落ち着いて119番通報ができるよう、地域、団体、事業所などで防災訓練や通報訓練を積極的に実施しましょう。

そこから現場に近い消防隊や救急隊に出動が指令されます。平成25年からは、「高機能消防指令システム」を導入し、住所などから現場をすぐに地図上で表示したり、携帯電話で通報した方の発信位置を表示できるようになっています。火災や事故などが発生した場合、迷わず119番通報し、消防隊や救急隊が迅速に現場に到着できるよう、住所や目印になるもの、こういった状態かを落ち着いて通報してください。

今月の納税忘れずに！

今月は、次の納付月です。忘れずに納めましょう。事情があつて「納期限までに納められない」、「一度に納められないなどの相談や町税の不明な点はお問い合わせください。

- 11月の納税
- 固定資産税 第4期
- 国民健康保険税 第5期
- 介護保険料 第5期
- 後期高齢者保険料 第5期
- 【お問い合わせ】
- 役場企画財政課
- 町民税係・資産税係
- Tel 2・12・14
- 徴収対策室
- Tel 2・12・14

人のうごき

人口	男	女	世帯
5,655人(▲6人)	2,638人(▲3人)	3,017人(▲3人)	2,556戸(▲3戸)
〔内外国人 147人〕	〔内外国人 11人〕	〔内外国人 136人〕	〔内外国人 128戸〕

篤志寄附ありがとうございます

この度、猪澤一雄さん（釧路市）から図書館の図書購入費に役立ててくださると、篤志寄附がありました。大変ありがとうございます。ございました。

この度、匿名での篤志寄附がありましたのでご紹介いたします。○地場産品開発研究センター備品購入費に…1名・30万円
○災害復興基金・教育施設整備基金に…1名
○福祉事業基金に…1名・50万円
それぞれ有効に活用させていただきます。大変ありがとうございます。

ご寄附ありがとうございます

- 社会福祉協議会
- ▼香典返しを廃して
- 若 佐 田村 宣子 さん
- 知 来 田中 啓子 さん
- 宮前町 佐々木重利 さん
- 栄 芝 尚史 さん
- 宮前町 吉田 節子 さん
- 若 佐 渡部 正子 さん
- 兄弟儀に際して
- 宮前町 清水 三男 さん
- 西富老人クラブへ
- 西 富 山下 初恵 さん

ずいずい通信

子育て支援センター『あいあい』
Tel 2・12・55



朝晩の寒さが増してきました。日の暮れるのも早くなり、秋から冬へと季節の移り変わりを感じます。風邪やインフルエンザが流行する時期です。予防のため、規則正しい生活とバランスのよい食事、うがいと手洗いを心がけてください。

『ハママたまご教室』

今回は、保健師による「困ったときのホームケア」のお話です。
☆日程 11月5日（水）
10時30分～11時30分
※参加される方は4日までに申込んでください。

『子育て自由相談日』

今月の『子育て自由相談日』は、助産師が来所します。産前産後の体調やおっぱいケア、子育ての悩みなどの相談ができます。お気軽にご相談ください。
☆日程 11月6日（木）
10時～11時30分
※支援センターは自由開放日です。相談のない方も遊びに来てください。

『あいあいらんど』

今月は、2歳児以上を対象に「調理実習」を行います。食欲の秋です。食生活改善推進員の協力を得て、親子一緒に調理実習や食に関するゲームを楽しみましょう。
☆日程 11月12日（水）
（予定）10時15分～12時
☆場所 町民センター
☆持物 エプロン・おしぼり
☆費用 材料費300円程度
※「あいあいらんど」は案内ハガキの送付はありません。参加される方は4日までに申込んでください。



12月の事業紹介

☆お話 あいあい （12月3日）
今回は2歳児以上の親子を対象に「親子ふれあい体操」です。当日は武道館で行います。対象者には案内ハガキを送ります。

☆赤ちゃん相談 （12月4日）
身長体重の計測と保健師・栄養士・歯科衛生士が来所し、子育ての相談ができます。お気軽にご利用ください。

☆あいあいらんど（12月17日）
クリスマス会を行います。ワクワクドキドキ、みんなで楽しく過ごしましょうー当日は町民センターで行います。

お知らせ

12月1日の『あそびの広場0・1歳児』、『午後の自由開放』は、保育所休所のため、支援センター事業はお休みになります。

●標記の事業は、『サロマガンキマイレージ』の対象となります。各事業に参加される方は、ポイントカードをご持参ください。

“お話 あいあい”の「離乳食について」のお話の様子

